

町田市スポーツ推進条例及び関連上位計画

1. 町田市スポーツ推進条例

現在の私たちの生活は、自家用車の普及などにより便利になった。その一方で、運動不足による体力の低下や生活習慣病の増加が社会問題になっている。また、生活様式の多様化に伴い、核家族化や地域社会の弱体化による人間関係の希薄化、コミュニケーション能力の低下なども大きな課題となっている。

こうした状況において、スポーツの持つ役割は、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった役割から、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域社会の活性化、スポーツを通じた都市環境の整備、地域経済への貢献など社会的役割へ拡大している。

スポーツ祭東京2013の開催を契機に、市民一人ひとりが、スポーツの果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、スポーツをする、見る、そして支えるというそれぞれの場面において様々な事業を行い、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、豊かなスポーツ文化を育むことが重要である。

ここに、スポーツに関する基本理念を明らかにするとともにその方向を示し、市民の理解と参加の下で、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツに関する基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体の役割を明らかにすることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ関連活動 スポーツをすること若しくは見ること又はこれらを支援することをいう。
- (2) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的として設置された体育館、運動場その他のスポーツ関連活動を行うための施設（設備を含む。）をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在学し、在勤し、若しくは滞在する者又は市が推進するスポーツに関する施策に賛同し、協力する個人をいう。
- (4) ホームタウンチーム 市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。

(5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体並びにホームタウンチームを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 スポーツの推進に当たっては、スポーツに親しむことができる環境の整備、スポーツ関連活動により市民等が誇りと愛着をもつことができる魅力ある地域社会の形成が図られなければならない。

2 スポーツの推進に当たっては、スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。

3 スポーツの推進に当たっては、市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼の下に連携及び協力が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民等の健康の保持及び増進のための施策を推進しなければならない。

3 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。

4 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、広報活動その他の方法により支援しなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、前条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

（ホームタウンチームの役割）

第6条 ホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

（スポーツ関連団体の役割）

第7条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

（スポーツ推進計画）

第8条 市長は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、スポーツに関する施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

（スポーツ施設の整備等）

第9条 市長は、スポーツの推進に当たって、スポーツ施設を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第10条 市は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

（審議会の設置）

第11条 市は、法第31条に規定するスポーツ推進審議会等として、町田市スポーツ推進審議会を置く。

2 前項の町田市スポーツ推進審議会に関し必要な事項は、条例で別に定める。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（町田市スポーツ振興審議会条例の一部改正）

2 町田市スポーツ振興審議会条例（平成20年3月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市スポーツ推進審議会条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、町田市スポーツ推進条例（平成25年3月町田市条例第___号）第11条第2項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「法」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）」に改める。

2. 国の動向

スポーツ基本計画の全体像

《我が国の社会の変化》

少子高齢化・情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化、大震災後の復興等の新たな課題の発生

《今後目指すべき社会像》

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国（持続的発展が可能な社会）

《スポーツ基本法の制定》

- スポーツ振興基本計画の課題
 - ・子どもの体力の上昇
 - ・生涯スポーツ機会の向上
 - ・国際競技力の向上
- 新たな課題の発生
 - ・ガバナンス向上、ドーピング対策等
 - 公平・公正性、透明性向上の要請
 - ・プロスポーツ、障害者スポーツの発展
 - ・国際化の進展 等

- スポーツ基本法の制定
 - ・「スポーツ権」の確立
 - ・スポーツの多面的な役割（青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上）の明確化 等

《スポーツを通じて目指す社会の姿》

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

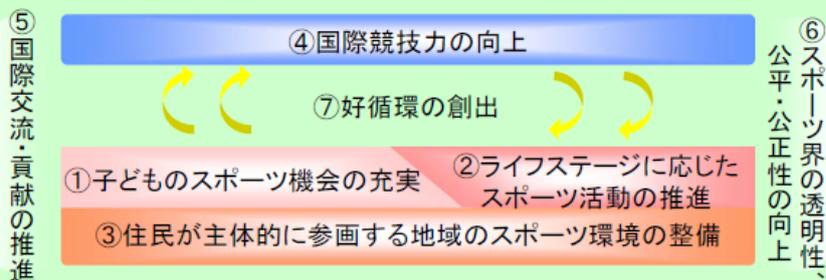
- 青少年が健全に育ち、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国

スポーツの意義や価値が広く共有
＝「新たなスポーツ文化」の確立

《計画の策定》

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備



《計画の推進》

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

3. 東京都スポーツ推進計画の概要

計画の構成（計画の見方）

第1章 計画の改定に当たって（3頁～）

計画の改定に当たって踏まえておくべきスポーツの意義や、前回計画策定以降の変化を中心とした社会状況等を整理し、スポーツ推進計画策定にあたる基本的な考え方や方向性

第2章 計画の基本方針（29頁～）

第1章を踏まえ、今後の都のスポーツ推進に当たっての基本理念を示す。
本計画の計画期間、数値目標を設定し、その取組の方向性を示す。

[基本理念 スポーツの力を すべての人に]
誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、
スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京を実現

第3章 スポーツ都市東京の将来イメージ（32頁～）

本計画を通じて実現を目指すスポーツ都市東京としての近未来の姿を示す。

- 1 誰もが、多様なスポーツをエンジョイし、一人一人が輝く都市
- 2 世界を目指してチャレンジするアスリートを通じて夢と感動を享受できる都市
- 3 スポーツの力を総合的に発揮し、イノベーションを実現できる都市

第4章 スポーツ推進策の事業展開（44頁～）

第2章、第3章で示した、スポーツ都市東京の実現に向けて、今後具体的に展開していく施策について、5つの戦略に沿って示す。

- 1 スポーツに触れて楽しむ機会の創出
- 2 スポーツをしたくなるまちづくり
- 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の支援
- 4 世界を目指すアスリートの育成
- 5 国際交流、観光、都市づくり政策等との連動

第5章 計画の推進体制（100頁～）

本計画を推進するための体制、組織力強化、財源確保、及び評価・見直しの方向性を示す。

4. 町田市の上位計画

(1) まちだ未来づくりプランにおけるスポーツ推進政策の概要

基本目標 III 賑わいのあるまちをつくる

商業を中心とした産業の育成や活性化、さまざまな世代が文化芸術、スポーツを核に活躍し、交流できる場づくりなどの取り組みを進めます。また、まちの魅力を発掘、創造し、それらを発信していく取り組みを進めます。

基本政策 1 経済活動が盛んなまちをつくる

政策 1 活気ある商業空間をつくる

多くの人買い物や娯楽を楽しめるよう、市内の商業拠点の魅力向上や商店街の活性化に取り組みます。

- 施策 1 商業拠点の戦略的な整備
- 施策 2 地域の商店街の活性化

政策 2 ものづくり産業を活性化する

ものづくり産業を活性化するため、ものづくりに携わる事業者の経営支援や、独自性のある技術・製品の研究・開発の支援に取り組みます。

- 施策 1 ものづくり事業者の経営の支援
- 施策 2 独自性のある技術・製品の研究・開発を行う事業者の支援

政策 3 農を支える環境をつくる

意欲ある人が農に積極的に携わり、多くの人市内の農に親しめるよう、農業経営の支援や農にふれることができる環境づくりに取り組みます。

- 施策 1 農業事業者の経営の支援
- 施策 2 農とふれあう場や機会の提供

政策 4 事業者が活発に活動できる環境をつくる

多くの事業者を町田市に誘導し、市内の事業活動を活発にするため、新たな事業活動をはじめ事業者への支援や企業誘致の推進に取り組みます。

- 施策 1 起業・創業の支援
- 施策 2 企業誘致の推進

基本政策 2 文化芸術活動やスポーツが盛んなまちをつくる

政策 1 誰もが文化芸術に親しめる環境をつくる

誰もが文化芸術に親しむことができるよう、市民の文化芸術活動の振興や、魅力ある文化芸術とふれあえる環境づくりに取り組みます。

- 施策 1 文化芸術活動の振興
- 施策 2 良質な文化芸術にふれる機会や場の提供
- 施策 3 伝統芸能や文化財、遺跡・史跡等の保存と活用の推進
- 施策 4 文化人やアーティストの支援

政策 2 誰もがスポーツに親しめる環境をつくる

誰もがスポーツに親しむことができるよう、市民のスポーツ活動の振興や、トップレベルのスポーツを楽しむ環境づくりに取り組みます。

- 施策 1 スポーツ活動の振興
- 施策 2 トップレベルのスポーツを楽しむ環境づくりの推進
- 施策 3 アスリートやスポーツチームの支援

(2) 町田市新5ヵ年計画におけるスポーツ推進重点事業の概要

政策2 誰もがスポーツに親しめる環境をつくる**【政策の取り組みの方向】**

誰もがスポーツに親しむことができるよう、市民のスポーツ活動の振興や、トップレベルのスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

施策1 スポーツ活動の振興

施策2 トップレベルのスポーツを楽しめる環境づくりの推進

施策3 アスリートやスポーツチームの支援

未来づくりプロジェクト**■重点事業1 地域のスポーツ環境の整備（基本計画体系Ⅲ-2-2-1）**

事業概要	・市民が身近な地域で気軽にスポーツに親しむとともに、地域での交流を深められるよう、環境を整備し、地域スポーツクラブ*の設立や運営の支援を進めます。		
目標	① 地域スポーツクラブ数 ② 夜間照明設置箇所数		
現状値	① 2クラブ ② 6箇所	目標値	① 8クラブ ② 12箇所
事業費概算	97百万円	所管部	文化スポーツ振興部

*地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多趣味）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

■重点事業2 競技・観戦環境の整備（基本計画体系Ⅲ-2-2-2）

事業概要	・プロスポーツなどの大きなスポーツ大会に対応する競技環境の整備を行うとともに、多くの集客が可能な観戦設備の整備や、駐車場など周辺環境の向上を進めます。		
目標	① 陸上競技場の有料興行観戦者数 ② 小野路球場の有料興行観戦者数		
現状値	① 59,552人/年 ② —	目標値	① 147,000人/年 ② 5,000人/年
事業費概算	2,588百万円	所管部	文化スポーツ振興部、都市づくり部

■重点事業3 アスリートやホームタウンチーム*との連携の推進

（基本計画体系Ⅲ-2-2-3）

事業概要	・スポーツ振興やまちの活性化を進めるため、ホームタウンチームと連携し、スポーツイベントの開催やアスリートとの交流機会の創出に取り組みます。 ・町田市を拠点として活躍するアスリートやスポーツチームの活躍の周知などの活動支援を行います。		
目標	① ASVベスカドーラ町田のホームゲーム平均観戦者数 ② FC町田ゼルビアのホームゲーム平均観戦者数 ③ キャノンイーグルスのゲーム平均観戦者数		
現状値	① 1,040人 ② 3,503人 ③ 約1,000人	目標値	① 1,500人 ② 7,000人 ③ 3,000人
事業費概算	15百万円	所管部	文化スポーツ振興部

*ホームタウンチーム

町田市を拠点として活躍しているスポーツチームのことをいい、2011年12月現在、ASVベスカドーラ町田、FC町田ゼルビア、キャノンイーグルスの3チームがあります。